

産業衛生 レポート

No.556

2026年1月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター



謹賀新年

本年もよろしくお願い申し上げます

2026年 元旦

産業衛生科学センター

職員一同

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

～安衛法改正に伴う個人事業者等の業務災害の報告義務に係る規定の整備～

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(令和7年12月9日 厚生労働省令第120号)

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が、令和7年5月14日に公布され（令和7年法律第33号）、労働者ではない個人事業者等の作業従事者についても、仕事の作業における事故等の業務災害の発生状況に係る情報について調査を行うことができること、また、この調査に必要なときは、省令で定めるところにより、事業者等に対し、必要な事項を報告させることができることとされました。今般、この報告義務の詳細に係る規定の整備等、安衛則の改正が行われました。以下に、改正概要の一部を抜粋しますので、ご確認をお願いします。

● 改正の概要

個人事業者等死傷病報告 ～抄～

第98条の2

【特定注文者の報告義務】

特定注文者^{※1}は、仕事を請け負わせた個人事業者^{※2}が、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業（4日以上のものに限る）したことを把握したときは（過労死または精神障害関係のものを除く）は、遅滞なく、電子申請で、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

①～⑩ （災害の状況） 省略

※1 特定注文者：個人事業者と同一の場所で仕事を行っている注文者で、仕事が数次の請負契約によって行われることにより、注文者が2以上いる場合は、請負契約のうち、最後の請負契約における注文者

※2 個人事業者：事業を行う者で、労働者を使用しないもの

2

【災害発生場所管理事業者等の報告義務 ※個人事業者と派遣労働者が同じ現場で働く場合】

災害発生場所管理事業者等^{※3}は、派遣された個人事業者や派遣労働者が、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したことを把握したときは、遅滞なく、電子申請で、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

※3 災害発生場所管理事業者等：事業を行う者であって、仕事の作業を行う場所を管理するもの（個人事業者が派遣労働者と

=====

同じ現場で働く場合に限る)

第 98 条の 3

【個人事業者の報告義務 ※報告先：特定注文者】

個人事業者は、当該個人事業者である作業従事個人事業者が、仕事の作業を行う特定注文者及び労働者と同一の場所において特定注文者から請け負った仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したとき（過労死または精神障害関係のものを除く）は、遅滞なく、次の事項を、特定注文者に報告しなければならない。ただし、負傷等の状況により困難な場合はこの限りでない。

①～⑧（災害の状況） 省略

2 特定注文者は、当該報告を理由に、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第 98 条の 4

【個人事業者の報告義務 ※報告先：災害発生場所管理事業者】

個人事業者は、当該作業従事個人事業者が、災害発生場所管理事業者等が管理する場所において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項を、災害発生場所管理事業者等に報告しなければならない。ただし、負傷等の状況により困難な場合はこの限りでない。

2 災害発生場所管理事業者等は、当該報告を理由に、管理場所への立入禁止等の不利益な取扱いをしてはならない。

第 98 条の 5

【個人事業者の過労死または精神障害による休業等の報告制度】

個人事業者は、当該作業従事個人事業者が、過労死または精神障害により休業したときは、第 98 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を、電子申請で、所轄労働基準監督署長に報告することができる。

第 98 条の 6～9、第 100 条の 2 略

● 施行期日 令和 9 年 1 月 1 日

● 経過措置 改正後の安衛則第 98 条の 2、98 条の 5、98 条の 6 に規定する報告は、当面の間、書面により行うことができる。

詳細は以下をご確認ください。

■省令 [労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令\(厚生労働省令第 120 号\).docx](#)

■パブリック・コメント [労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について](#)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」 が閣議決定されました

～「ペルフルオロヘキサンスルホン酸関連物質」を化審法 第一種特定化学物質に指定～

(令和 7 年 12 月 12 日 厚生労働省/経済産業省/環境省発表)

本日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されましたので、お知らせします。この政令は、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸関連物質 (PFHxS 関連物質)」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」）に規定された第一種特定化学物質^{※1}に指定し、ま

=====

た、この物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定等を行うものです。

【政令の改正ポイント】

- (1) 第一種特定化学物質の指定（化審法施行令第 1 条関係）
「PFHxS 関連物質」を第一種特定化学物質に追加指定する。
- (2) 第一種特定化学物質が使用されている製品のうち、輸入禁止製品の指定（化審法施行令第 7 条関係）
「PFHxS 関連物質」が使用されている製品として、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地等の 10 種類の製品を輸入禁止製品※2を定める。
- (3) 例外的に使用することが認められる用途の削除（化審法施行令原始附則第 3 項関係）
「2フルオロテロマーアルコール」について、令和 7 年 12 月 3 日をもって、代替困難等の観点から例外的にその使用を認める用途の期限を迎えることから、その使用を認められる用途※2から削除する。
- (4) 第一種特定化学物質が使用されている製品のうち、取扱い等に係る技術上の基準を設ける製品の指定（化審法施行令原始附則第 4 項関係）
取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、当分の間、「PFHxS 関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。
- (5) 経過措置等
その他所要の経過措置等を設ける。

※1 「第一種特定化学物質」は、難分解性、高蓄積性及び人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質であり、製造及び輸入の許可（原則禁止）、使用の制限、政令指定製品の輸入禁止等が規定されています。

※2 輸入禁止製品及び例外的に使用することが認められる用途の削除については、案文又は新旧対照表を参照。

【今後のスケジュール】

公布日：令和 7 年 12 月 17 日

施行期日：令和 7 年 12 月 17 日：上記 (3)

令和 8 年 6 月 17 日：上記 (1)、(2) 及び (4)

※その他、(5) 経過措置等は公布日又は公布後 6 月後に随時施行

詳細は以下をご確認ください。

■要綱 [化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱.pdf](#)

■案文・理由 [化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令.pdf](#)

■新旧対照表 [化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文.pdf](#)

■参照条文 [化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案参考条文.pdf](#)

第 2 回「化学物質管理強調月間」を 2 月に実施

～第 2 回のスローガンを決定～

(令和 7 年 11 月 4 日 厚生労働省発表)

=====

厚生労働省では 2 月 1 日から 1 ヶ月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としております。

【第 2 回の「化学物質管理強調月間」スローガン】

金賞 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

銀賞 リスクを理解し 正しく管理 化学物質から身を守ろう

銅賞 みんなで実践 適正管理 化学物質の安全ルール

以下に、実施事項の一部を抜粋しますので参考にして、ご確認をお願いします。

実施要綱

1~3. 略

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) ~ (ク) 略

(2) 実施者

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

(ア) リスクアセスメント (RA) 対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携

(イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の SDS 等による危険有害性等の確認

(ウ) ラベル表示・SDS 交付、RA の実施、RA の結果に基づくばく露低減措置の実施等

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS 交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認

b SDS 等により把握した危険有害性に基づく RA の実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

c RA の実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用

d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議

e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存

f ラベル・SDS の内容や RA の結果に関する労働者に対する教育の実施

g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認

h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知

i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

j 濃度基準値設定物質の RA において、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施

k 特殊健康診断等、必要な場合の RA 対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

=====

■ 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③ スローガン等の掲示

④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した 実地訓練等の実施

⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

詳細は以下をご確認ください。

■ [第2回「化学物質管理強調月間」を2月に実施 | 厚生労働省](#)

■ [\(別添\)第2回化学物質管理強調月間実施要綱.pdf](#)
